

● フロン排出抑制法に基づく義務及び罰則一覧

フロン類の排出抑制を目的として、フロン排出抑制法では関係者に下記の義務等が規定されています。

■条項番号の表記について、18条①は法第18条第1項を、104条一は法第104条第一号を指す。

■ ■ の欄は主務大臣による指導監督対象、■ の欄は都道府県知事による指導監督対象。

義務者	フロン排出抑制法に基づく義務	指導助言	勧告	公表	命令	罰則	
						間接罰（命令違反の場合、104条一）	直接罰
全ての者	特定製品のフロン類のみだり放出禁止（86条）					1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条十三）	
フロン類の製造業者等	フロン類の製造業者等の判断基準の遵守（9条①） 生産量等が1万t-CO ₂ 以上の製造業者	■				50万円以下の罰金	
指定製品の製造業者等	指定製品の製造業者等の判断基準の遵守（12条①） (一定規模以上の製造・輸入等を行う製造業者)					50万円以下の罰金	
	指定製品の表示（14条）	■				50万円以下の罰金	
特定製品の製造業者等	特定製品の表示（87条）					10万円以下の過料（109条三）	
第一種特定製品の管理者	管理者判断基準の遵守（16条①） 7.5kW以上の機器を有する管理者	■				50万円以下の罰金	
	フロン類算定漏えい量報告（19条）					10万円以下の過料（109条一）	
第一種特定製品の整備の発注者	フロン類回収等の費用負担（74条⑥）						
第一種特定製品整備者	フロン類充填委託（37条①）	■				50万円以下の罰金	
	充填委託時の管理者名称等の通知（37条②）					50万円以下の罰金	
	フロン類回収委託（39条①）	■				50万円以下の罰金	
	回収委託時の管理者名称等の通知（39条②）					50万円以下の罰金	
	再充填以外のフロン類引渡し（39条④）	■				50万円以下の罰金	
	再生証明書の回付・写しの保存（59条③）	■				50万円以下の罰金	
	破壊証明書の回付・写しの保存（70条②（59条③準用））	■				50万円以下の罰金	
	フロン類回収等の費用負担（74条③）						
第一種特定製品廃棄等実施者	フロン類の引渡し（41条）	■				50万円以下の罰金（104条二）	
						50万円以下の罰金	
	回収依頼書／委託確認書の交付・写しの保存（43条①～③）					30万円以下の罰金（105条二、三）	
						50万円以下の罰金	
	再委託承諾書の交付・写しの保存（43条④）	■				50万円以下の罰金	
	引取証明書の保存（45条③）					30万円以下の罰金（105条四）	
						50万円以下の罰金	
	引取証明書の未受領・未記載・虚偽記載の報告（45条④）	■				50万円以下の罰金	
特定解体工事発注者	引取証明書の写しの交付（45条の2①）					30万円以下の罰金（105条五）	
						50万円以下の罰金	
	フロン類回収等の費用負担（74条③）						
	設置有無の確認への協力（42条②）						
特定解体工事元請業者	説明書面の保存（42条③）						
	設置有無の確認・説明、説明書面の写しの保存（42条①）	■					
第一種フロン類引渡受託者	再委託承諾書の事前受領・保存（43条④）					50万円以下の罰金	
	委託確認書の回付・写しの保存（43条⑤～⑦）					50万円以下の罰金	
	引取証明書の写しの保存（45条⑤）					50万円以下の罰金	

義務者	フロン排出抑制法に基づく義務	指導助言	勧告	公表	命令	罰則	
						間接罰（命令違反の場合、104条一）	直接罰
第一種 フロン類 充填回収業者	充填回収業の登録（27条）、更新（30条）						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条一、二）
	充填回収業の登録変更の届出（31条①）						30万円以下の罰金（105条一）
	充填回収業の廃業等の届出（33条①）						10万円以下の過料（109条二）
	業務停止命令の遵守（35条①）						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条三）
	充填基準の遵守（37条③）						50万円以下の罰金
	充填證明書・回収證明書の交付（37条④、39条⑥）						50万円以下の罰金
	情報処理センターへの充填情報等の登録（38条①）						50万円以下の罰金
	回収基準の遵守（整備時）（39条③（44条②に規定））						50万円以下の罰金
	フロン類の引取り（整備時）（39条⑤）						50万円以下の罰金
	情報処理センターへの回収情報等の登録（40条①）						50万円以下の罰金
	フロン類の引取り（廃棄時）（44条①）						50万円以下の罰金
	回収基準の遵守（廃棄時）（44条②）						50万円以下の罰金
	引取證明書の交付・送付、写しの交付・保存（45条①②）						50万円以下の罰金
	フロン類の引渡し（46条①）						50万円以下の罰金
	運搬基準の遵守（46条②）（委託先含む）						50万円以下の罰金
	充填量・回収量等の記録作成・保存（47条①）						20万円以下の罰金（107条一）
	充填量・回収量等の記録の閲覧への対応（47条②）						
	充填量・回収量等の報告（47条③）						20万円以下の罰金（107条二）
	省令に基づく第一種フロン類再生業（50条①）						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条四）
第一種 特定製品 引取等実施者	再生証明書の回付・写しの保存（59条②）	■					50万円以下の罰金
	破壊証明書の回付・写しの保存（70条②（59条③準用））	■					50万円以下の罰金
	フロン類回収等の料金説明（74条②）						
	引取證明書の写しの回付（45条の2②）		■				30万円以下の罰金（105条五）
第一種 フロン類 再生業者 フロン類破壊業者	引取證明書の写しの保存（45条の2③）		■				50万円以下の罰金（105条六）
	フロン類が充填されていないことが未確認の第一種特定製品の引取り等の禁止（45条の2④）		■				50万円以下の罰金（104条三）
	再生・破壊業の許可（50条①、63条①）、更新（52条①、65条①）、変更の許可（53条①、66条①）						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条四～六、八～十）
	変更の届出（53条③、66条③）						30万円以下の罰金（105条一）
第一種 フロン類 充填回収業者	廃業等の届出（54条①、68条）						10万円以下の過料（109条二）
	業務停止命令の遵守（55条、67条）						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条七、十一）
	フロン類の再生基準の遵守（58条①）【再生業者のみ】	■					50万円以下の罰金
	フロン類の引渡し、引取り（58条②、69条①～③）	■					50万円以下の罰金
	運搬基準の遵守（58条③）【再生業者のみ】						50万円以下の罰金
	再生証明書・破壊証明書の送付、写しの保存（59条①、70条①）		■				50万円以下の罰金
	再生・破壊量等の記録、報告（60条①③、71条①③）						20万円以下の罰金（107条一、二）
	フロン類の破壊基準の遵守（69条④）【破壊業者のみ】	■					50万円以下の罰金

備考：※報告微収（91条）の未報告、虚偽報告については、20万円以下の罰金（107条二）（フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者（運搬の委託先含む）、第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者（運搬の委託先含む）、フロン類破壊業者）
 ※立入検査（92条）の拒否・妨害・忌避については、20万円以下の罰金（107条三）（フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者（運搬の委託先含む）、第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者（運搬の委託先含む）、フロン類破壊業者）
 ※罰金刑（103条十二に基づくものを除く）については、法人に対する併科あり（108条）

関係者の役割

業務用冷凍空調機器の所有者等

全ての事務所、工場、店舗の皆さん

- ・パッケージエアコンなどの空調機器（エアコンディショナー）を使用していませんか？

冷水器も業務用冷凍空調機器です。

- ・工場プロセスの冷却器も対象となります。

冷蔵倉庫業、食品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、飲食店、宿泊業などの皆さん

- ・業務用冷蔵庫、ショーケースなどの冷蔵機器又は冷凍機器を使用していませんか？

レンタル事業者の皆さん

- ・業務用冷蔵庫や空調機器のレンタルを行っていませんか？

船舶、業務用特殊車両を所有している皆さん

- ・船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫、冷凍冷蔵車の貨物室なども対象です。



フロン類を使用した業務用冷凍空調機器を所有している方は第一種特定製品の管理者となり、これらの機器を廃棄する場合は第一種特定製品廃棄等実施者になります。

- ・処理費用を払って廃棄するときだけでなく、下取りに出して廃棄する場合や、原材料若しくは部品として利用するために非鉄金属スクラップ卸売業者等に売却する場合も廃棄等に該当するので注意してください。
- ・中古機器として再利用するために有償又は無償で譲渡する場合は第一種特定製品廃棄等実施者に該当しません。この場合、譲渡先の中古機器販売店等が機器の管理者となります。
- ・事務所などで使用されているものであっても、家庭用として製造された冷凍冷蔵庫・エアコンなどについては、家電リサイクル法に基づいてリサイクルされることとなりますので販売店にご相談ください。

■第一種特定製品の管理者の役割（管理者の判断基準（法第16条）等）

- ・第一種特定製品の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全を実施することが必要です。（法第16条）
- ・全ての第一種特定製品を対象とした簡易点検を実施することが必要です。また、一定規模以上的第一種特定製品について、専門知識を有する者による定期点検を実施することが必要です。（法第16条）
- ・フロン類の漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置を実施することが必要です。（法第16条）
- ・適切な機器管理を行うため、第一種特定製品ごとに点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録し、その第一種特定製品の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年を経過するまで保存することが必要です。（法第16条）
- ・第一種特定製品の整備の際、整備業者等の求めに応じて当該記録を提示することが必要です。（法第16条）
- ・一定量以上のフロン類の漏えいが生じた場合は、算定漏えい量等を国に報告することが必要です。（法第19条）
- ・建築物等の解体工事を発注しようとする場合は特定解体工事発注者となり、特定解体工事元請業者が第一種特定製品の有無を確認する際に協力し、当該確認の結果についての書面を3年間保存が必要です。（法第42条）
- ・第一種特定製品の整備を発注する際、フロン類の回収、再生、破壊等に必要な費用を負担することが必要です。（法第74条）

■第一種特定製品廃棄等実施者の役割

【フロン類・第一種特定製品の引渡しに関すること】

- ・第一種特定製品の廃棄等の際には、第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡す必要があります。（法第41条）その際、フロン類の回収、再生、破壊等に必要な費用を負担することが必要です。（法第74条）
- ・第一種特定製品の廃棄等に際して、当該製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際、引取証明書等の写しを交付することが必要です。（法第45条の2）

【行程管理制度に関すること】

- ・第一種特定製品の廃棄等の際、第一種フロン類充填回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は回収依頼書を、第一種フロン類充填回収業者の登録を持たない設備業者、解体業者、販売業者等（第一種フロン類引渡受託者）に第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する場合は、委託確認書を交付し、その写しを3年間保存が必要です。（法第43条）
- ・第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合には、第一種特定製品廃棄等実施者は再委託承諾書を交付し、その写しを3年間保存が必要です。（法第43条）
- ・フロン類の回収が終了したら、第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付又は送付を受け、当該引取証明書を3年間保存が必要です。（法第45条）
- ・回収依頼書又は委託確認書を交付後30日以内（建物解体の場合は90日以内）に引取証明書が第一種フロン類回収業者から交付又は送付されなかった場合等には、都道府県知事にその旨を報告が必要です。（法第45条）

業務用冷凍空調機器の整備業者

電気機械器具修理業、冷暖房設備工事業、冷蔵倉庫業、食品製造業、飲食料品卸売業、機械器具小売業などの皆さん

業務用冷凍空調機器の整備時にフロン類の充填回収作業を行うには、第一種フロン類充填回収業者へ委託することが必要です。

- ・第一種フロン類充填回収業者への委託の際、フロン類の回収、再生、破壊等に必要な費用を負担することが必要です。（法第74条）また、整備を発注した第一種特定製品の管理者に関する情報を、第一種フロン類充填回収業者に通知することが必要です。（法第37条、第39条）
- ・回収した機器に再び充填する場合を除き、回収したフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す必要があります。（法第39条）
- ・第一種フロン類再生業者・フロン類破壊業者から回付を受けた再生証明書・破壊証明書について、第一種特定製品の管理者への回付（遅滞なく）・写しの保存（3年間）が必要です。（法第59条、第70条）

自らフロン類の充填・回収を行う場合は、第一種フロン類充填回収業者としての登録が必要です。

【充填回収業者登録が必要な事業者】

機器の販売店、営業所、管理会社など

機器の修理・点検でフロン類の充填・回収作業を行う場合

大型冷凍冷蔵倉庫、大型施設など

社内に機器の修理・サービス部門があり、自らフロン類の充填・回収作業を行う場合

工場、事業場など

加温、冷却などの工程で機器を使用し、社内に機器の修理・サービス部門を抱えており、自らフロン類の充填・回収作業を行う場合

- ・当該機器に再充填しなかったフロン類については、自ら再利用するか、第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡す必要があります。（法第46条）
- ・回収の際、回収したフロン類の量等について記録し、毎年度都道府県に報告が必要です（回収した後に当該機器に再充填した量は含めない）。（法第47条）
- ・その他、15ページの「フロン類充填回収業者」の章をご確認ください。

業務用冷凍空調機器の販売・設置・維持管理業者

電気機械器具卸売業、機械器具小売業、冷暖房設備工事業などの皆さん

第一種特定製品の入替え時に、第一種特定製品廃棄等実施者からフロン類が充填された古い機器の引取り（廃棄、下取り）を行う場合は第一種フロン類引渡受託者になります。

第一種フロン類引渡受託者になつたら

（中古機器として引き取る場合には、第一種フロン類引渡受託者ではなくその機器の管理者となります。その後廃棄等を行う場合は、第一種特定製品廃棄等実施者となります。）

- ・フロン類が充填された業務用冷凍空調機器を引き取る場合は、発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）から委託確認書の交付を受けます。委託確認書は第一種フロン類充填回収業者に回付する他、その写しを3年間保存が必要です。（法第43条）
- ・他の者に、第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを再委託する場合は、あらかじめ第一種特定製品廃棄等実施者から再委託承諾書の交付を受ける必要があります。また、再委託承諾書を3年間保存が必要です。（法第43条）
- ・第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の写しの交付を受けたときは、3年間保存が必要です。（法第45条）
- ・第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しの委託を受けた場合、回収・再生・破壊等に要する費用は、発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）の負担となります。（法第74条）

関係者の役割

廃棄物・リサイクル業者

鉄スクラップ卸売業、非鉄金属スクラップ卸売業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業などの皆さん

第一種特定製品廃棄等実施者から引き取った製品を部品等としてリサイクルするか又は処分する場合は、第一種特定製品引取等実施者となり、フロン類の回収が確認できない機器の引取りは違法となります。

第一種特定製品引取等実施者になつたら

- 引取証明書の写しによりフロン類の回収が確認されない第一種特定製品の引取り等は禁止されています。(法第45条の2)
- 第一種特定製品の廃棄等に際し、当該第一種特定製品を引き渡されるとき、第一種特定製品廃棄等実施者より引取証明書の写しの交付を受ける必要があります。(法第45条の2)
- 第一種特定製品引取等実施者は、引取り等に係る第一種特定製品の処分の再委託等を行う場合には引取証明書の写しを回付することが必要です。(法第45条の2)
- 第一種特定製品引取等実施者は、当該写しを3年間(引取り等に係る第一種特定製品の処分の再委託等を行う場合には引取証明書の写しを回付するまで)保存することが必要です。(法第45条の2)

機器の引取り等と併せ、フロン類の回収も受託する場合には第一種フロン類充填回収業者に、第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しも受託する場合には第一種フロン類引渡受託者になります。

・15ページの「フロン類充填回収業者」の章、13ページの「第一種フロン類引渡受託者になつたら」をご確認ください。

建築物の解体業者等

総合建設業、とび・土工・コンクリート工事業、解体工事業などの皆さん

建物の解体工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接建物の解体工事を請け負う場合には、業務用冷凍空調機器が設置されていないことが明らかな場合を除き、特定解体工事元請業者となります。

- 特定解体工事元請業者は、第一種特定製品の有無について事前確認を行い、特定解体工事発注者に対して書面(事前確認書面)を交付して説明することが必要です。また、当該書面の写しを3年間保存することが必要です。(法第42条)
- 解体を請け負った建物に第一種特定製品が残されている場合には、当該機器からのフロン類の回収があいまいにならないように留意が必要です。事前確認の結果確認された第一種特定製品については、特定解体工事発注者にあらかじめフロン類を回収してもらうか、第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを含めて受託することが必要です。
- 特定解体工事発注者から第一種特定製品引取等実施者への第一種特定製品の引渡しを委託された場合、引取証明書の写しとともに第一種特定製品引取等実施者に当該機器を引き渡してください。

第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを含めて受託する場合は第一種フロン類引渡受託者となります。

・13ページの「第一種フロン類引渡受託者になつたら」をご確認ください。

フロン類充填回収業者

第一種フロン類充填回収業を行おうとする皆さん



業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることが必要です。(法第27条)

- フロン類の充填・回収の際は、充填・回収に関する基準を遵守して行うことが必要です。(法第37条、第39条、第44条)
- フロン類の充填・整備時回収の際は、整備を発注した第一種特定製品の管理者への充填・回収証明書の交付又は情報処理センターへの充填・回収情報の登録が必要です。(法第37条～第40条)
- 第一種特定製品整備者や第一種特定製品廃棄等実施者、第一種特定製品引渡受託者からフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、フロン類を引き取ることが必要です。(法第29条、第44条)
- 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者からフロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、その説明が必要です。(法第74条)
- 第一種特定製品の廃棄時等にフロン類を引き取った場合は、引取証明書を交付するとともに、その写しを3年間保存する必要があります。(法第45条)
- 第一種特定製品の廃棄時にフロン類が残存していないことを確認した場合には、確認証明書を交付するとともに、その写しを3年間保存することが必要です。(法第41条)
- フロン類を引き取った場合は、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引き渡すこと等が必要です。(法第46条)
- 第一種フロン類再生業者・フロン類破壊業者から交付を受けた再生・破壊証明書について、整備を発注した第一種特定製品の管理者又は第一種特定製品整備者に回付するとともに、その写しを3年間保存することが必要です。(法第59条、第70条)
- フロン類の充填量・回収量等に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、毎年度都道府県に報告することが必要です(年度末終了後45日以内)。(法第47条)
- フロン類の充填の際はフロン類の充填について、フロン類の回収の際はフロン類の回収について、各々十分な知識を有する者が行う又は立ち会うことが必要です。

フロン類再生・破壊業者



第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生又は破壊を業として行おうとする皆さん

業務を行う事業所ごとに環境大臣及び経済産業大臣の許可を受けることが必要です。
(法第50条、第63条)

- フロン類の再生・破壊の際は、再生・破壊に関する基準を遵守して行うことが必要です。(法第58条、第69条)
- フロン類の再生・破壊の際は、第一種フロン類充填回収業者に再生・破壊証明書を送付するとともに、その写しを3年間保存することが必要です。(法第59条、第70条)
- 第一種フロン類再生業者は、再生されなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡す必要があります。(法第58条)
- フロン類破壊業者は、第一種フロン類充填回収業者や第一種フロン類再生業者等からフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、フロン類を引き取ることが必要です。(法第69条)
- フロン類の再生量・破壊量等に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、毎年度国に報告することが必要です(年度末終了後45日以内)。(法第60条、第71条)

すべての者

フロン類をみだりに放出した場合、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」が科せられます。